

よくある質問 Q&A等



Q 「18歳の年度末まで」とは、いつまでですか？

A 18歳になった日以後の最初の3月31日までです。

Q 私はすでに働いていますが、助成は受けられますか？

A 18歳の年度末までの方であれば、結婚や仕事をしていても助成が受けられます。

Q 私は母子・父子家庭医療費受給者証を持っていますが、4月からどうなりますか？

A 母子・父子家庭医療費受給者証、障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証（全疾病使用可）をお持ちの方は、受給者証の変更はありません。これまでどおりお持ちの受給者証を提示して受診してください。

Q 受給者証を提示せずに医療費を支払った場合、県外で診療を受け医療費を支払った場合はどうなりますか？

A 保険診療分医療費の自己負担分が助成対象となりますので、子ども医療費受給証、被保険者証（又は組合員証）、領収書、振込口座のわかるものを持参し、申請をお願いします。

なお、医療費が高額になった場合、自己負担限度額（所得等に応じて金額が定められています。）を超えた分が、高額療養費等としてご加入の健康保険組合等から支給される可能性があります。高額療養費等の支給の有無を確認の上、「支給（不支給）決定通知書」をご持参ください。

Q 医療機関に支払った費用の全てが助成の対象となるのですか？

A 保険対象外の予防接種の費用、文書料、検査料、入院時の室料差額、食事代、選定療養費などは助成対象となりません。

Q 学校の部活動で骨折して通院、入院した場合はどうなりますか？

A 学校活動時のケガによる通院、入院については、学校で加入されている補償制度が優先されますので、事前に学校に確認してください。

「限度額適用認定証」について

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を医療機関に示すものです。通常、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として健康保険組合等から支給されますが、受給者証を提示することで、高額療養費も含んだ自己負担分（医療費の2割又は3割分）を子ども医療が負担をしています。円滑な医療費の支払いのため、あらかじめご加入の健康保険組合等から交付を受けていただけますよう、ご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課福祉医療係へお問い合わせください。 電話：0533-89-2164